

【保証約款】

(総則)

第1条 本保証約款は、オリックス・レンテック株式会社（以下当社という）とお客様との間で締結された売買契約において「販売見積書」または「注文請書」に《保証有り》と記載された物件（以下対象物件という）に適用されます。

(保証内容)

第2条 保証内容は以下のとおりです。

1. 保証期間

- ①保証開始日は、物件受領書の発行日または検査期限満了日です。
- ②保証期間は、販売見積書または注文請書にて確認願います。
- ③売買代金が25,000円（税別）以下の対象物件の保証期間は1か月となります。

2. 保証の範囲

- ①当社の保証は、日本国内においてのみ有効です。
- ②前項の保証期間中は、正常な使用状態において生じた自然故障に対して、対象物件を当社宛に返送していただくことにより売買代金を上限に無償にて修理します。
- ③前項の保証期間中でも売買代金を上回る高額修理費が発生する場合もしくは修理不能の場合、当社はお客様に通知することのみで売買契約を解除します。お客様は対象物件及び付属品等を当社の費用で当社に返却し、対象物件及び付属品等の返還確認後当社は、無利息で売買代金を返還します。この場合、お客様は当社に対し損害賠償の請求は出来ません。
- ④前②号の修理の場合、当社宛の送料はお客様にご負担いただきます。修理完了後にお客様に返送する送料は、当社が負担いたします。
- ⑤お客様のご要望により技術者を派遣して出張修理や立会い検査や現地調整を行う場合、技術者の派遣にかかる費用は、お客様にご負担していただきます。ただし、技術者の派遣は製造販売業者、機種等により、お客様のご要望に副えない場合があります

(保証の免責条項)

第3条 以下に該当する場合は、本保証は適用されません。

1. 製造販売業者や販売店が公表している物件の免責条項と修理サポート終了品、および倒産等により修理困難の場合
2. お客様の誤操作、誤使用、不適当な据付調整、改造や加工、過酷な使用、納品後の移動や輸送、落下、液体こぼれ、水没等に起因する故障と損傷と滅失
3. 高温多湿、ガス害、振動、公害、塩害、埃の侵入等の使用環境条件に起因する故障と損傷
4. 火災、地震、風水害等の天災地変に起因する故障と損傷
5. 異常電圧等の外部要因に起因する故障と損傷
6. 製造販売業者の認めないハードウェア、ソフトウェア、インターフェース、サプライ品等の接続、使用に起因する故障と損傷
7. 外装部の変色、傷、変形等
8. C R T、L C D等表示装置の部品等の交換、修理
9. 磁気ヘッド、検出器等センサ装置の部品等の交換、修理
10. ハードディスク、プリンタ等記録印刷装置の部品等の交換、修理
11. ギア、モータ等の駆動、可動機構部品、磨耗消耗部品等の交換、修理
12. トナーカートリッジ、バッテリ、無停電電源等の消耗品や定期交換部品等の交換、修理
13. その他 詐欺、横領に起因する場合、お客様の故意、重過失に起因する場合等

(特記事項)

第4条

1. 対象物件がP C本体および周辺機器の場合で、保証期間中の不具合の対応については、同型番製品での交換を原則としますが、同型番製品が無い場合は、同等性能製品による交換とさせていただきますので、予めご了承ください。
2. 当社とお客様との間で保守サービス契約等を締結している場合は、本保証約款の適用はありません。
3. 物件納入時の不具合については物件到着後10営業日以内に当社までご連絡ください。

(付則)

第5条 本保証約款は、2024年7月22日以降に売買される対象物件の保証について適用されます。

以上